

令和4年度第5回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年8月10日（金）午後1時31分 から 午後2時55分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稻見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- | | | | |
|-----|----|---|--|
| 議案第 | 22 | 号 | 農地法第3条の規定による許可について |
| 議案第 | 23 | 号 | 農地法第4条の規定による許可について |
| 議案第 | 24 | 号 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 議案第 | 25 | 号 | 現況確認証明（非農地証明）について |
| 議案第 | 26 | 号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 | 27 | 号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 | 28 | 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案の意見聴取について |
| 議案第 | 29 | 号 | 令和5年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について |

4、報告

- | | | | |
|-----|----|---|---------------------------|
| 報告第 | 23 | 号 | 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について |
| 報告第 | 24 | 号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 報告第 | 25 | 号 | 制限除外の農地移動届について |
| 報告第 | 26 | 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |
| 報告第 | 27 | 号 | 非農地判断について |

5、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	板橋 淳也

6、会議の概要

議長

只今より、令和4年度第5回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、23名全員であります。よって定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任の諸君を指名いたします。
本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。
なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。
次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、13番 齊藤一弥委員と14番 宮崎委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第22号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。
なお、受付番号5番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。
受付番号5番は、3番議席 栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時35分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐よりご説明申し上げます。
議案第22号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。2ページをお願いします。
番号：5番、譲受人：筑西市上野、譲渡人：筑西市関本上、申請土地の表示：関本分中字三所、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：41㎡、外7筆、合計8筆、合計面積6,235㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：2,516a、従農者数：5（3）、譲渡人の経営面積：96a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号5番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。
譲受人は、関城地区でも大規模経営をしており、農業委員会の総会案件にも度々氏名が上がってきておりますので、皆様ご承知かと思えます。譲渡人と譲受人は、学校の同級生ということで、以前から申請の土地は譲受人が耕作しており、譲渡人には後継者がいないので譲受人に譲渡したいということで、この申請になりました。何ら問題ないと思えますので、皆様のご審議をお願いします。

す。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 22 号、受付番号 5 番を採決いたします。

議案第 22 号、受付番号 5 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 22 号、受付番号 5 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、3 番議席 栗島和子委員の除斥を解きます。

午後 1 時 38 分 解除

つづいて、議案第 22 号、受付番号 3 番及び 4 番並びに 6 番から 14 番について、事務局より説明願います。

事務局長 高島補佐よりご説明申し上げます。
高島補佐 ご説明いたします。

1 番と 2 番は保留になります。

3 番、譲受人：筑西市中上野、譲渡人：筑西市中上野、申請土地の表示：寺上野字長町、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：8,264 m²、契約内容：売買、譲受人の経営面積：34 a、従農者数：6 (2)、譲渡人の経営面積：1,908 a。

4 番、筑西市松原、埼玉県朝霞市溝沼、板橋字大久保、畑、畑、304 m²、贈与、131 a、3 (1)、3 a。

6 番、筑西市井上、筑西市木戸、木戸字宮本、畑、畑、808 m²、売買、73 a、3 (1)、32 a。

7 番、筑西市舟生、筑西市舟生、舟生字上木有戸、畑、畑、958 m²、売買、614 a、1 (1)、128 a。

次のページをお願いします。

8 番、筑西市樋口、筑西市樋口、樋口字本郷、山林、畑、320 m²、外 11 筆、合計 12 筆、合計面積 9,684 m²、贈与、同一世帯、3 (2)、41 a。

9 番、筑西市小栗、栃木県小山市大字喜沢、小栗字御殿、田、田、1,031 m²、

売買、779 a、6 (2)、0 a。

10 番、筑西市小栗、栃木県小山市大字喜沢、小栗字下小栗西、田、田、317 m²、他1筆、合計2筆、合計面積1,434 m²、売買、69 a、5 (1)、0 a。

11 番、筑西市向上野、筑西市倉持、向上野字須津加、畑、畑、1,206 m²、売買、118 a、4 (2)、90 a。

12 番、つくば市吾妻、筑西市布川、布川字房山、畑、畑、2,370 m²、外2筆、合計3筆、合計面積5,548 m²、賃貸借、0 a、1 (1)、351 a。

13 番、つくば市吾妻、筑西市布川、布川字房山、畑、畑、455 m²、賃貸借、0 a、1 (1)、215 a。

次のページをお願いします。

14 番、つくば市吾妻、筑西市布川、布川字房山、畑、畑、297 m²、賃貸借、0 a、1 (1)、683 a。

3条は、以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

赤城美子
委 員

12 番、赤城です。

3番と11番について報告します。先月28日に明野公民館におきまして書類審査を行いました。まず3番ですが、渡人の息子と受人が友人同士で、受人から譲ってほしい、渡人は買い取ってほしいということで、話がまとまり売買となったそうです。後日、受人渡人双方に電話で間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願ひいたします。続きまして11番ですが、受人は、妻と息子2人と農業を営んでおり規模拡大を、渡人は、耕作に行くにはやや離れており、今は知人に耕作してもらっています。現地は受人の家からも近く、以前も同じ渡人から土地を購入しています。今回も譲ってほしい、買ってほしいということで話がまとまり、売買となったそうです。後日、双方に電話をかけて間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

4番をお願いします。

栗島和子
委 員

3番、栗島です。

4番についてご報告いたします。先月の29日に書類審査を行いました。後日、受人渡人に電話で確認しました。受人が申請土地の隣を所有していることから今回のこの話に至ったそうです。問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

6番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

7 月 29 日に関城支所におきまして、書類審査を行いました。後日双方に電話をかけましたが、譲渡人はお出になりませんでした。譲受人は、電話に出ただきまして、今後のこの畑の使い道をお聞きしましたところ、家庭菜園をやるということでした。許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

7 番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告します。

先月 29 日に書類審査を行いました。電話で確認をしましたところ、受人は、野菜を生産する農業法人であり、渡人は、以前は梨を耕作していましたが、規模を縮小してハウスに専念するというので、法人のすぐそばの畑なので譲ってほしいという話があり、売買に至ったそうであります。許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

8 番をお願いします。

坂入進
委 員

24 番、坂入です。

7 月 29 日に書類審査を行いました。受人と渡人は、親子関係でございまして、渡人が年老いたということから、贈与をするということでございます。電話で確認をいたしました。特に問題はないと思われませんが、更なる皆様方のご審議の程をよろしく願います。

議 長

9 番をお願いします。

秋山員宏
委 員

10 番、秋山です。

9 番、10 番について報告いたします。まず 9 番ですが、先月の 28 日に書類審査を行いまして、後日双方に電話で確認をいたしました。渡人の土地は、昔から受人が耕作しておりまして、今回売買の話になり、受人の自作地の隣にあったため、規模拡大をするのに都合がいいとのことで売買に至ったそうです。また 10 番についてですが、受人に電話で確認をいたしましたところ、この農地に入るための農道がなく宅地を通らないと入れない土地であって、なかなか買い手が付かなかったようですが、受人がそういうことであれば、昔からの知り合いということもあり引き受けるということで、売買の話になったそうです。書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願います。以上です。

議 長

12 番をお願いします。

柴保

2 番、柴です。

委員 12番と13番についてご報告いたします。去る29日に書類審査をいたしましたが、書類の不備はありませんでした。後日電話にて、受人渡人双方に確認をしましたが、何ら問題はありませんでした。許可相当と思われます。以上です。

議長 14番をお願いします。

宮山繁治
委員 17番、宮山です。
14番、賃貸借の案件になります。7月29日に書類の確認をしてあります。賃借人につきましては、先程の12番、13番と同じであります。これは、営農型の太陽光を後程造り、最初は大豆を栽培するそうです。近隣の農家に指導をいただいて行うということでした。賃貸につきましては、申請人双方共に了解しております。許可相当と思われますが、更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第22号、受付番号3番及び4番並びに6番から14番を採決いたします。
議案第22号、受付番号3番及び4番並びに6番から14番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第22号、受付番号3番及び4番並びに6番から14番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第23号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局長 高島補佐よりご説明申し上げます。
高島補佐 5ページをお願いします。議案第23号、農地法第4条の規定による許可について、令和4年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。
番号：1番、申請人：筑西市茂田、申請土地の表示：茂田字新山、台帳地目：宅地、現況地目：宅地、面積：559.61㎡、転用目的：自己住宅。
申請地は、国道50号線の南東側約2.5km、県道筑西真壁線北側約200mに

位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に、6戸連担が確保できます。申請者は、市内のアパートにて、妻と子の4人で生活しておりましたが、手狭になったため、自己用住宅を新築することになりました。尚、こちらは登記が山林だったということで住宅を建ててしまったのですが、現況が畑でして、農地台帳にも畑として載っていたことから追加で今回の申請をすることになりました。

番号：2番、筑西市蓮沼、蓮沼字稻荷内、畑、畑、284㎡、外1筆、合計2筆、合計面積：555㎡、転用目的：畜舎。

申請地は、新治駅東側約756m、市役所協和支所の南東側約400mに位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に、6戸連担が確保できます。申請者は、現在酪農業を営んでいますが、事業の拡張を図るのに、自宅の近くに畜舎を建築するため申請するものです。また、この申請に際し、自宅敷地に隣接する農地に許可を得ず倉庫や納屋を設置していることが判明したため、是正すべく併せて非農地証明の申請も出ております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

高島敏男
委員

21番、高島です。

先月3班と事務局にて、案件のナンバー1を確認してまいりました。申請人に電話をしてみましたところ、本人はこの件に関して全く知らないという話でしたので、一度、事務局に戻しました。いろいろ確認をとったところ、メーカーも宅地開発課も山林からの宅地だと思い込み許可をしたが、先程、事務局の説明がありましたように、途中で畑だったと判明したと。ですから今回は、その畑から宅地へ是正する意味の提出であります。住宅を建てた後だったので、本人には連絡をしていなかったそうです。いずれにしても今回、3者共の話合いが決まりましたので、許可相当と思われます。更なる皆様のご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

岩渕進
委員

6番の岩渕が報告します。

7月28日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。申請人は公務員を退職して、畜舎を増築したいということで、転用の申請を出したそうです。書類に不備もなく許可相当と思われますが、皆様方の更なる審議をお願いします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 23 号を採決いたします。

議案第 23 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 22 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

板橋主任よりご説明申し上げます。

資料 7 ページをお願いします。

議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 4 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

1 番、2 番は保留となります。

番号 3 番、譲受人：筑西市嘉家佐和、譲渡人：筑西市嘉家佐和、申請土地の表示：嘉家佐和字出口、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：370 m²、契約内容：贈与、転用目的：車両置場。

申請地は、関東鉄道常総線の北西側約 1.8 km、県道谷和原筑西線の西側約 430 m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、今般古物商の許可を取得し中古自動車販売業を営む計画がありますが、現在車両置場を保有していないため申請するものです。

4 番、筑西市玉戸、筑西市掉ヶ島、下平塚字鴻の山、田、田、322 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 839 m²、使用貸借、駐車場。

申請地は、下館運動公園の東側約 400m、市立下館西中学校の北側約 1.1 km に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、申請地付近で運送業を営む法人です。事業の拡大にあたり、現在不足している駐車場を確保すべく申請するものです。

5 番、東京都千代田区丸の内一丁目、筑西市布川、布川字房山、畑、畑、1,535 m²、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、下館工業高校の南西側約 1.3m、県道筑西三和線に接する、広がりのある農地の第 1 種農地です。なお、本件農地は隣接する農地以外の土地と一

体で利用され、事業全体における農地の割合は3分の1以下となっております。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

6番、広島県広島市西区楠木町、筑西市中舘、中舘字狭間下、田、田、747㎡、外1筆、合計2筆、合計面積793㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道折本駅の南東側約280m、国道294号線の東側約1.1kmに位置する、300m以内に鉄道の駅のある第3種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

7番、筑西市向川澄、筑西市向川澄、横塚字堂東、畑、畑、614㎡、使用貸借、資材置場。

申請地は、国道50号線の北側約130m、協和中央病院の南西側約600mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は申請地付近で畳の製造業を営んでおり、今般既存の資材置場では手狭になったことから新設すべく申請するものです。

8番、筑西市島、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字大砂久保、畑、畑、451㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、市立関城東小学校の南西側約100m、県道明野間々田線に接する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在市内の借家にて生活しておりますが、子供の出生に伴い部屋が手狭となったことから、自己住宅を新築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

9番、桜川市上野原地新田、筑西市三郷、三郷字上原、山林、畑、2,484㎡、売買、運動場。

申請地は、JR水戸線新治駅の北東側約700m、市立新治小学校の東側約650mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、市外に本店を置き社会福祉事業を行う法人で、申請地に隣接した土地において、福祉サポートセンターを運営していましたが、近年新たにグループホームを新設したことに伴い、運動場が手狭となったことから新設すべく申請するものです。

10番、筑西市丙、筑西市猫島、猫島字晴明橋、田、田、693㎡、使用貸借、調査用井戸掘削（一時転用）、令和4年8月10日から令和4年11月18日まで。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約360m、県道つくば真岡線の東側約800mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。市が計画する専用水道施設整備事業において、地下水の取水可能な量及び水質等を確認すべく、一時転用にて調査用井戸の掘削および揚水試験を実施するものです。

11番、つくば市並木、筑西市玉戸、玉戸字新山、山林、畑、999㎡、賃貸借、診療所。

申請地は、JR水戸線玉戸駅の南東側約1km、県道筑西三和線北側約1.3

k mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は医師で、申請地において診療所を開業すべく申請するものです。

12番、筑西市藤ヶ谷、筑西市布川、伊讚美字鬼ヶ久保、田、田、494 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約130m、市立川島小学校の南側に接する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、現在家族4人で妻の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となってきたことから自己住宅を新築すべく申請するものです。

13番、結城市大字結城、筑西市小川、外1名、合計2名、小川字本田、畑、畑、257 m²、外1筆、合計2筆、合計面積481 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約100m、JR水戸線川島駅の北側約1.9kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、昨年結婚し借家では将来手狭となることを見越し自己住宅を新築すべく申請するものです。

14番、筑西市布川、筑西市下江連、外2名、合計3名、下江連字東浦、畑、畑、323 m²、外2筆、合計3筆、合計面積1,443 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、市立五所小学校の西側約900m、県道結城二宮線の北側約120mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、市内に本店を置き、太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

15番、筑西市知行、筑西市知行、谷永島字前原山、畑、畑、853 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,780 m²、賃貸借、資材置場。

申請地は、市立古里小学校の北西側約1km、協和特別支援学校の南側に隣接する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近で土木工事業を営んでおりますが、資材置場を保有しておらず、計画的な資材確保の必要性があることから新設すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

高島敏男
委員

ナンバー21番、高島です。

先月、書類審査及び現地確認をしてきました。案件のナンバー3は、営業所と倉庫は新しく建てて、まあ新築なのですが、その前に畑がありまして、その畑を駐車場にするという案件です。本人の方も古物商の免許を取ったということで、商売を始めるためにその畑を駐車場にして実施していきたいということをお話していただきました。許可相当と思われまます。更なるご審議の程、よろしくお願

いします。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

飯泉孝
委 員

4 番、飯泉です。

4 番を報告します。先月 29 日に書類審査を行い、その後、現地の確認をしました。電話での聞き取りをしましたところ、この渡人は、親が亡くなってからまったく耕作ができなくなったため、今回の駐車場として貸すことにしたとのことでございます。問題ないかと思われま。皆様の更なるご審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

柴保
委 員

2 番、柴です。

5 番と 12 番についてご報告申し上げます。まず 5 番ですが、去る 29 日に書類審査の後、現地調査をしてきました。転用目的が太陽光発電設備ということですが、後日電話をしましたところ、何ら問題はありませんでした。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。次に 12 番であります。やはり書類審査の後、現地調査をしてきました。後日電話で確認をしましたところ、受人と渡人は、親子関係でありまして、何ら問題ありませんでした。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

坂入進
委 員

24 番、坂入です。

7 月 29 日に書類審査及び現地確認を行いました。転用目的は、太陽光発電設備でありまして、折本駅から 300m 以内となっており、特に問題はなく許可相当かと思われま。更なる皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長

7 番をお願いします。

岩渕進
委 員

6 番の岩渕が、7 番の案件を報告します。

7 月 28 日、書類審査と現地調査を行いました。後日、譲受人と譲渡人双方に電話で申請内容の確認を行いました。譲受人と譲渡人は、親子関係にあり、使用貸借というかたちで、資材置場としての転用の申請をしたということです。書類に不備もなく許可相当と思われま。皆様方の更なる審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

宮崎亨
委員

14番、宮崎が報告します。

7月29日に書類審査を行いました。私は、所用で現地調査はできなかったのですが、後日、現地を確認し、本人には電話で確認をしました。親子間の贈与ということであり、また6戸連坦も確認できますので、許可相当と思われます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

9番をお願いします。

稲見
くに子
委員

8番、稲見です。

9番について報告します。7月28日、書類審査及び現地確認を行いました。また後日、受人、渡人双方に電話確認を行いました。受人は現在、福祉関係の仕事をしておりまして、入所している方やデイサービスに来ている方の運動場として使用したいとのことで、渡人から買い取るということになったそうです。申請内容にも間違いがなく許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

10番をお願いします。

赤城美子
委員

12番、赤城です。

10番について報告いたします。去る7月28日、明野公民館におきまして書類審査を行い、その後、現地を確認してきました。現地は、三方を水田に、一方を広い道路に囲まれた土地でした。同行した農業委員の話では、渡人は体調を崩し、ここ何年かは、耕作していないとのことでした。草も生い茂っていました。事務局の説明にもありましてとおり、調査用井戸掘削に約3ヶ月間の一時転用とのことです。書類に不備も見られず、本人にも間違いのないことを確認いたしました。市との契約なので間違いはないと思われ許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

11番をお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

賃貸借の件ですが、7月29日に書類及び現地の確認をしております。後程、本人確認をいたしました。賃借人の方ですが、今、病院の医者ということで、今度、診療所、クリニックを建設するということをございます。かなり道路に面して間口が広くてですね、適切であると思います。開業については、来年の5月位が予定されているというようなことであります。賃貸人につきましては、不動産会社からの申し出がありまして、それで了解しているということで、両者本人確認をしてあります。許可相当と思われますが、更なるご審議をお願いします。以上です。

議長

13番をお願いします。

永井尚子
委員

19 番、永井がご報告いたします。

7月29日、書類審査及び現地調査を実施いたしました。その後、渡人2名、受人1名、3名に電話で確認いたしました。受人の住宅建築のための取引で、渡人の土地それぞれ単独ですと建築のためには狭いということで、隣り合った土地2筆を今回申請したそうです。取引の内容に間違いがなく許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

14 番をお願いします。

坂入進
委員

24 番、坂入です。

7月29日に書類審査及び現地調査を行いました。現地は、第2種農地でありまして、前回申請が出されました太陽光発電設備に囲まれております。今回も太陽光発電設備でございます。電話確認をいたしました。特に問題はないと思われまして。更なる皆様の審議の程をよろしく願いいたします。

議長

15 番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

16 番、蓮沼が報告します。

先月の28日に書類審査と協和地区委員全員での現地調査を行ってきました。受人は、建設業に従事していたそうですが、今後、独立するという事から、新たに資材置場が必要になったことから、知人である渡人から賃貸借というかたちで決まったそうです。許可相当かと思われまして。皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

議案第24号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする事、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第24号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 25 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任より説明いたします。

議案第 25 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和 4 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市上星谷、申請土地の表示：小栗字上熊野、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：36 m²、現況：住宅敷地。

申請地は、県道岩瀬二宮線の南側約 80m、筑西市立小栗小学校の西側約 30m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 2 番、筑西市一本松、一本松字一本松、畑、宅地、197 m²、自己住宅。

申請地は、国道 294 号線の東側約 170m、筑西市立下館南中学校の南側約 580 m に位置する土地です。昭和 51 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 3 番、筑西市桑山、桑山字拾壺番耕地、畑、宅地、176 m²、自己住宅。

申請地は、県西総合公園の東側約 900m、筑西市立古里小学校の西側約 900m に位置する土地です。筑西市長より昭和 55 年に建物が建築された旨の証明書が発行されております。

番号 4 番、筑西市蓮沼、蓮沼字東前、畑、宅地、365 m²、農家住宅。

申請地は、JR 水戸線新治駅の南西側約 770m、筑西市立協和中学校の南東側約 600m に位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

秋山員宏
委 員

10 番、秋山が報告いたします。

先月の 28 日、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で現地確認、又、書類審査をいたしました。今回申請のありました場所ですが、住宅に進入する道路でありまして、非農地証明の発行は可能かと思われまます。皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17 番、宮山です。

7 月 29 日に書類及び現地を確認しております。現況は、宅地になっておりますが、住宅が既にそこに建っておって、それも 46 年位経過しております。非農地証明の発行は可能かと思われまます。皆様方の更なる審議をお願いいたします。

以上です。

議 長 3 番をお願いします。

蓮沼俊男 16 番、蓮沼が報告します。

委 員

協和地区委員全員での現地調査を行ってきました。今回の申請の土地は、昭和 55 年以前から建物の敷地としていたらしいのですが、今回それを解体して、新たに新築しようとしたところ、地目が畑であったということで、宅地に是正する申請であります。非農地証明の発行は可能かと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 4 番をお願いします。

岩淵進 6 番の岩淵が、4 番の案件を報告します。

委 員

先月 29 日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で、書類審査と現地確認を行いました。申請人は、地目が畑であったところに農家住宅が建てられていたので、是正申請をしたいということで、今回の申請になりました。書類に不備もなく非農地証明の発行は可能かと思われまますが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 25 号を採決いたします。

議案第 25 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願ひます。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 25 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、2 番議席 柴委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願ひます。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。議案第26号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和4年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和4年10月1日となります。現況地目は田・畑です。設定区分ごとに合計を朗読いたします。はじめに、新規分につきまして、説明いたします。3年未満、契約件数1件、筆数2筆、面積7,361㎡。3年以上6年未満、契約件数21件、筆数59筆、面積78,827㎡。10年以上、契約件数28件、筆数64筆、面積104,231㎡。新規の合計は契約件数50件、筆数125筆、面積190,419㎡となっております。続きまして、更新分になります。3年未満はありません。3年以上6年未満、契約件数45件、筆数96筆、面積161,547㎡。6年以上10年未満、契約件数2件、筆数2筆、面積935㎡。10年以上、契約件数37件、筆数98筆、面積124,735㎡。更新の合計、契約件数84件、筆数196筆、面積287,217㎡。総合計は契約件数134件、筆数321筆、面積477,636㎡となっております。移転については0件です。詳細につきましては、14ページから33ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここでご質疑がありましたら、お願いします。

(17番 宮山繁治委員 挙手)

宮山委員。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

勉強不足で申し訳ないのですが、新規分のその他は、ハウスですか。それとも田んぼ、畑以外の、ハウスでいいのかな。地目とは、関係ないのかな。

高島補佐

すみません。こちらにつきましては、お調べしまして後程報告いたします。

宮山繁治
委員

はい。

議長

宮山委員、ご了承願います。

その他、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 26 号を採決いたします。

議案第 26 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 26 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、2 番議席 柴委員の除斥を解きます。

午後 2 時 30 分 解除

次に、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

なお、12 番議席 赤城委員、14 番議席 宮崎委員、21 番議席 高島委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥をお願いします。

午後 2 時 32 分 除斥

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐より説明いたします。

議案書 34 ページをお願いいたします。議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和 4 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。別紙 1 をお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 4 年 10 月 1 日となります。現況地目は田・畑で、10 年以上のみとなります。新規分のみで更新分はございません。総合計は契約件数 213 件、筆数 517 筆、面積 662,368 m²となっております。詳細につきましては、2 ページから 40 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 27 号を採決いたします。

議案第 27 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 27 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

ここで、12 番議席 赤城委員、14 番議席 宮崎委員、21 番議席 高島委員の除斥を解きます。

午後 2 時 35 分 解除

次に、議案第 28 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

なお、3 番議席 栗島和子委員、12 番議席 赤城委員、13 番議席 齊藤一弥委員、14 番議席 宮崎委員は、関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 36 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐と農政課野口補佐よりご説明申し上げます。

議案第 28 号、議案書 35 ページをお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和 4 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。別紙 1 の 41 ページをお願いいたします。農政課より説明いたします。

野口補佐

農政課の野口と申します。よろしく願いいたします。議案第 28 号について説明させていただきます。別紙 1 の 43 ページをお開きください。農用地利用配分計画（案）の総括表となります。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地

利用配分計画の（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付に関しましては令和4年10月1日から11月1日が契約開始日でございます。総括表は、合計のみ朗読させていただきます。3年以上6年未満の契約につきましては、32件、筆数105筆、219,902㎡。6年以上10年未満、17件、48筆、79,455㎡。10年以上の契約、214件、523筆、681,582㎡。合計、263件、676筆、980,939㎡でございます。次ページの44ページから90ページが明細でございます。詳細の読上げは省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

議案第28号は、原案どおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数。よって、議案第28号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、決しました。

ここで、3番議席 栗島和子委員、12番議席 赤城委員、13番議席 齊藤一弥委員、14番議席 宮崎委員の除斥を解きます。

午後2時40分 解除

次に、議案第29号「令和5年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案第29号、議案書36ページをお願いします。令和5年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について、令和4年8月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。別紙2の令和5年度国・県農業施策に対する意見・要望報

告書をご覧くださいますようお願いいたします。

令和5年度 国・県・市町村農業施策に対する要望につきまして、いろいろとご意見・ご要望をいただきありがとうございます。この報告書については、皆様からいただいたご意見・ご要望を事務局で集約、整理したうえで作成して、県に提出することになっております。そのようなことから同じ内容（似通った内容）のご意見については、整理してまとめさせていただいております。できる限り趣旨が変わらないようにいたしました。ご提出いただいた文章からは変わっている場合もございますので、ご了承いただければと思います。それでは、朗読説明させていただきます。

まず、県への要望事項でございます。農地の保全と有効利用対策。規模拡大による人手不足が原因となり、管理状態が悪くなっている田畑が見られることから、借り手同士が作業の標準化を申し合わせ順守するルールの確立を図ること。これは、農地を保全し、有効利用を図るためです。農地集積・集約化に対し、国・県の積極的な助言、協力体制を確立すること。これは、個々の農家が集積・集約を図るには、地域でのしがらみがあり、推進が困難であるためです。食料自給率の向上・麦作振興のためブロックローテーションを積極的に活用する方策をPRする。また、基盤整備のされていない地域の解消を図ること。これは、麦作の連作障害で収穫不可能な圃場が目立ち経営を圧迫しているためです。水田のパイプライン化を早急に実現させること。これは、早い時期に耕地整理が行われた地域の水路の老朽化及び、水の確保をめぐるトラブルを改善するためです。基本農政の確立政策。茨城県は農畜産物生産高が全国2位であり、環境面でも優れている。又、大都市近郊であることから、流通状況も良く、益々伸びる要素が非常に多い利点を生かし、契約栽培等の推進を図ること。これは、茨城の食の魅力度を向上させ、経済発展、住み良い生活環境、そして人口増加に寄与するためです。担い手減少・高齢化・人口減少対策として、子育て支援や定住・安住の前提となる雇用の場の創出の取組み、企業の地方分散を進めるとともに、若者や女性のリーダーシップの向上を図る。また、企業の誘致の促進を図ること。農業後継者のための婚活支援の取組みを強化すること。これは、雇用問題や経済的理由が、未婚や晩婚化による出生率の低下を招いているためです。続きまして、国への要望事項でございます。農地の保全と有効利用対策。農地に設置する太陽光パネル製品の鉛などの重金属の含有割合の情報開示の義務化の徹底と規則化を図ること。これは、農地及び地下水への重金属汚染を防ぐためです。進入路が狭い等、作業効率が悪く担い手に引き受けてもらえないような小面積の農地を守るための政策を行うこと。これは、小規模農家を支援し、生産の基盤となる農地の遊休化を防ぐためです。担い手・経営対策。農産物の価格の安定化を図ること。これは、農業経営の安定化を図るためです。水稻栽培に対する補助金を手厚くし、水稻農家が充分生活できる政策を進めること。これは、日本の主食である水稻栽培に対する国や県の農業政策に携わる人々のリーダー的知識の欠如と無知が原因で、過去60年にわたって国民の生命の源である主食に対する将来設計が見えていない。このままでは国内で水稻栽培に手を出す人がいなくなってしまうためです。基本農政の確立政策。

農地の集積・集約化により経営面積が過剰となり、労働力不足から手が回らず、品質や収量の低下を招くことのないよう、指導体制の整備を図ること。これは、大規模化による人手不足から、適期播種・適期収穫が困難となっている状況がみられるためです。飼料等の国内生産を拡大し、輸送及び販売を国の補助金をもって、畜産農家に援助する仕組みを確立すること。これは、高騰する輸入飼料価格による畜産農家の経営破綻を防ぐためです。農地の維持管理、環境保全に努力している中小規模耕種農家への支援を強化すること。これは、農業の大規模化が進む中、中小規模で高齢の農業者も農地の維持管理、環境保全に努力を続けているが、コロナ禍以降、農業の環境保全に対する住民の理解を得ることが難しくなりつつあると感じるためです。現在の米価の下落、原油・肥料・農薬等物価の高騰が農家の経営を逼迫させているため、販売農家が営農を継続していけるよう補助金等の強化を図ること。これは、農家の先の見えない状況から後継者が育たないことが問題になってきていることから、儲かる農業で新たな担い手を確保するためです。農業者の減少を無くすためには農業所得の向上が肝要である。国外からの輸入に頼らない食料自給率の向上は一番重要な課題である。食糧危機の懸念から、食料安全保障を見直し不測の事態に備えること。これは、食糧輸出国において戦争が長期化し、更にはコロナ禍での輸入農産物減少と高騰により食料の安定供給確保が出来ないためです。以上のような内容となっております。

この報告書については、本日総会の議決が得られましたら、県農業会議に提出いたします。農業会議は県内の各農業委員会から提出された要望・意見等に加え、農業経営者組織や農業関係団体からの意見を整理し、専門委員会で検討したのち、国へ提出されることになっております。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18番、栗島です。

ご報告申し上げます。先月の総会前に開催いたしました、農政企画審議会において、議案第29号、令和5年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第29号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

議案第 29 号は、原案どおり、「令和 5 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」異議ないものとして提出することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 29 号は原案どおり、「令和 5 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」異議ないものとして提出することに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 23 号から第 27 号を、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐より、ご説明申し上げます。

それでは、37 ページをお願いいたします。報告第 23 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 4 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は 1 件です。

つづきまして、報告第 24 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 4 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。建売住宅 1 件、駐車場 1 件、自己住宅 2 件、宅地分譲 2 件、合計 6 件です。

つづきまして、報告第 25 号、制限除外の農地移動届出について、令和 4 年 8 月 10 日提出 筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届出で、KDDI 携帯電話無線基地局の設置 1 件、農業用物置 1 件、合計 2 件です。

つづきまして報告第 26 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 4 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知があったものです。報告件数は 12 件です。

つづきまして、報告第 27 号です。配付しております右上に別紙③と書かれた報告第 27 号の書類をご用意ください。報告第 27 号、非農地判断について、令和 4 年 8 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。裏面をご覧ください。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになります。先日の現地調査の際に各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様を確認をいただいた農地を報告しております。非農地判断された農地については、

事務局から地権者、法務局、市資産税課、農政課並びに水田農業振興課等の関係機関に通知を発出いたします。報告は以上となります。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

次に、議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてにおいて、宮山委員よりご質疑のありました新規分のその他について、事務局 柴山主事より説明があります。

事務局長

議案第 26 号につきまして、集計表の誤りがございましたので、事務局よりご説明申し上げます。

柴山主事

議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての総括表の中でご質問をいただきました件について、ご説明させていただきます。新規分のその他欄に 1 筆と記入されていたことについてですが、こちらにつきましては、総括表の誤りであり、本来は畑に含まれる筆でした。新たにお配りさせていただいている総括表をご覧ください。合計の数値は変わらないのですが、詳細の部分につきまして、新規の 10 年以上、現況地目畑の欄が、最初にお配りしていた総括表では、件数 13 件、筆数 39 筆、面積 45,796 m²となっていたのですが、こちらにその他の数が入ることによりまして、新たにお配りした表をご覧くださいますと、10 年、畑、新規につきまして、14 件、40 筆、面積 57,858 m²となります。合計については変わらないのですが、事務局の手違いで書類に不備がございました。申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

議 長

該当する農地について、当初は台帳地目が畑、現況地目が山林であったことから、総括表の新規について、その他が 1 筆となってしまったということです。現在は、台帳地目が畑、現況地目も畑で登録がされております。ご了承願います。

事務局長

申し訳ございませんでした。

議 長

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 4 年度第 5 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年8月10日

議 長

署名委員

署名委員